

先進的な取組を全国展開するための 公共サービスイノベーション・プラットフォームの開催について

〔平成 27 年 9 月 9 日
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定〕

平成 27 年 11 月 5 日一部改正
平成 28 年 6 月 29 日一部改正
平成 28 年 9 月 14 日一部改正
平成 29 年 9 月 29 日一部改正
平成 30 年 10 月 19 日一部改正

1 趣旨

経済再生と財政健全化の双方を推進するカギは、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」といった「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に盛り込まれた歳出改革の実行にある。

自治体等における先進的な取組の全国展開により公共サービス分野の改革を推進するため、関係者が参加し、省庁横断的に調整、進捗管理及びフォローアップを行う場として、公共サービスイノベーション・プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を開催する。

2 具体的取組

①窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な取組、②ITを活用した業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せたクラウド化、③公的ストックの有効活用などについて、公共サービスの効率化・高度化と全国展開のための標準化を両立するモデルを構築し、その普及等を図るとともに、④地方行政分野における広域化・共同化の取組の全国展開を図る。その際、制度上の課題の整理とその解決方策、先駆的に取組を行う団体への支援の方策等についても必要な検討を行う。また、こうした検討の成果を国の取組にも反映する。

3 構成員等

- (1) プラットフォームの構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) プラットフォームの座長は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する。
- (3) 座長は、プラットフォームの運営及び検討結果の取りまとめを行う。
- (4) 座長は、別紙に掲げる者や組織に所属する者のうち、議題に応じて必要な者を会合に出席させるものとする。
- (5) 座長は、必要に応じ、構成員等以外の者の出席を求めることができる。

4 庶務

プラットフォームの庶務は、政策統括官（経済社会システム担当）において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

公共サービスイノベーション・プラットフォーム 構成員・参加者

(1) 経済財政諮問会議関係

田中 良生 内閣府副大臣
長尾 敬 内閣府大臣政務官
高橋 進 経済財政諮問会議民間議員

(2) 地方三団体

全国知事会
全国市長会
全国町村会

(3) 有識者

武山 政直 慶應義塾大学経済学部教授 (政策コメンテーター委員)
森本 登志男 佐賀県 情報エグゼクティブ・アドバイザー兼
岡山県 特命参与 (情報発信担当)
足立 慎一郎 株式会社日本政策投資銀行 地域企画部担当部長

(4) テーマ別参加省庁

(アウトソーシング)

総務省

(ITを活用した業務改革、クラウド化)

内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室

内閣官房番号制度推進室

総務省

(公的ストックの有効活用)

国土交通省

総務省

(広域化・共同化)

総務省

(注) 必要に応じ、上記以外の者の参加を求める。